

第 14 回人口・社会統計部会結果概要

- 1 日 時 平成 21 年 1 月 13 日 (火) 10 : 00 ~ 12 : 15
- 2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出 席 者 阿藤部会長、廣松部会長代理、野村委員、稲葉専門委員、川津専門委員、西郷専門委員、重川専門委員
審議協力者 (内閣府、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、東京都、神奈川県、日本銀行)
調査実施者 (大貫消費統計課長ほか 3 名)
事務局 (犬伏統計審査官ほか 1 名)
- 4 議 題 平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査の計画について

5 概 要

- (1) 事務局から、前回部会の結果概要について説明が行われた。
- (2) 調査実施者から、前回部会での指摘事項である「世帯票」における「パート」、「アルバイト」の区分について、前回部会での指摘を踏まえ、「パート・アルバイト」に修正するとの回答があり、了承された。
- (3) 事務局から答申案の朗読及び説明の後、答申案の項目ごとに順次審議が行われた。
答申案については、以下のように修正、整理することとし、部会として了承された。なお、具体的な修文については部会長一委任とされた。

「ア 全国消費実態調査」について

《ウ》調査方法について》

「ただし」以下のコールセンターの記述について、「地方公共団体等への苦情につながる」とまで答申で言及する必要はないとの意見があり、そのように修正することとされた。

「イ 全国単身世帯収支実態調査」について

《エ》調査方法について》

全体の書きぶりとは平仄を合わせる観点から、「適当と考えるが、」を「適当と考える。ただし、」とすべきとの意見があり、そのように修正することとされた。

第 2 段落について、モニタリングの言葉の意味を考えると、「モニタリングを適切に実施する等により、民間調査機関と十分な意思疎通を図り」は不相当であり、「民間調査機関と十分な意思疎通を図り、調査対象の秘密保護に欠けること等のないようモニタリングを適切に実施する等により」と修正すべきとの意見があり、そのように修正することとされた。

《オ》集計事項について》

以下のような意見があり、そのように修正することとされた。

本調査で使われている用語に合わせ、「世帯総合」を「総世帯」に修正すべきである。

3行目以下の文章について、平仄を合わせるため、「計画であるが」を「計画である。ただし、」とし、「現時点において、」を「その評価が困難である。」の前に移動すべきである。

「しかし、統合集計を行うことを勘案した場合、」について、上文とのつながりが悪いので「しかし」を削除し、「統合集計を行うためには、」に修正すべきである。

「2 今後の課題」について

以下のような意見があり、そのように整理、修正することとされた。

《全体の構成について》

調査票ごとに項目を立てた記述ではなく、サブジェクトごとの項目立てとし、具体的には、「(3)」の「また、」以下を1つの項目として立てるべきである。

全国消費実態調査における今後の課題検討に当たり、地方公共団体等の事務負担や記入者負担にも留意することを「前文」として記述すべきである。

《(2)(家計の個計化)について》

の乙調査(個人収支簿)について、本部会でモニター調査を導入することについて十分な議論が尽くされていないこと、また、基本計画答申において、「家計収支を把握する各種統計調査において、個計化の状況をよりの確に把握することに関して検討する。」(平成23年中に結論を得る。)との指摘が行われていることから、モニター調査の導入には言及しないこととし、基本計画答申を踏まえた本調査の在り方に限定した記述とすべきである。

の甲調査の「年収・貯蓄等調査票」について、「世帯主、世帯主の配偶者、他の世帯員別に」の記述は細かすぎるので、「世帯員別に」と簡潔な記述とすべきである。

また、「株式の国内、国外別を把握することの可否」は、資産の個計化を捉えるためではなく、家計資産の的確な把握のためであるので、(4)の家計資産の的確な把握の項目に移動すべきである。

ととの順序を入れ替えるべきである。

《(3)(「世帯票」)について》

同じ世帯票ということではあるが、 이슈が異なるので、「また、」以下の住宅に関する事項の把握については、1つの項目として分けるべきである。

《(4)(「宝石・貴金属、美術品、骨董品等」の把握)について》

「株式の国内、国外別を把握することの可否」を書き加え、その際、記述の仕方として、「家計資産を的確に把握する観点から、次のような検討を行う必要がある。」との一文を起し、その下に、
、
としてそれぞれの事項を列記すべきである。

(4) 1月19日(月)の答申案の統計委員会への報告と併せて、統計名の変更、国民経済計算における本調査結果の有効利用の検討について、部会長から報告することとされた。

文責 総務省政策統括官付統計審査官室 速報のため事後修正の可能性あり